**【配偶者の年間収入(※1)が130万円未満の場合】**

扶　養　申　立　書

妻　　　　　は、年間収入が約　　　万円で私が扶養しておりますので、扶養親族として認定くださる様申立いたします。

　なお、今後年間収入が130万円を超える場合には、直ちに届け出ます。

令和　 年　 月　 日

（自筆）●　●　●　●　●

※必ず氏名は、本人の自筆で作成願います。

国立大学法人大分大学長　殿

※1：給与所得（通勤手当・賞与を含む）、事業所得、農業所得、年金、恩給、利子配当、

雇用保険金、不動産所得などが含まれます。